

令和 7 年

第 1 6 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 6 月 27 日 (金)

伊勢原市農業委員会

第16回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月27日（金）午前10時45分から11時50分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 9名
- | | |
|----------|----------|
| 1 梶 政博 | 6 田中 真紀子 |
| 2 重田 千秋 | 7 麻生 伸一 |
| 3 古屋 幸男 | 8 越水 一雄 |
| 4 今井 恵美子 | 9 大木 克美 |
| | 10 鈴木 雅之 |
- 4 出席委員数 9名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）
- 5 欠席委員数 0名
- 6 署名委員 古屋 幸男
今井 恵美子
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者 田中 則行
田伏 弘之
片山 淳二
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議事項
- (1) 報告
- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案
- 第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
第5号 非農地証明交付申請の承認について
第6号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について
第7号 農用地利用集積等促進計画案について
- 11 審議内容 (開会 午前10時45分)

- [事務局] 在任定数9名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第16回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
- [議長] 本日の審議事項は、報告4件、議案7件となっております。
- [事務局] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
- [事務局] 報告第1号のとおり、高部屋地区で1件、比々多地区で2件の届出を受理しました。
- [議長] なお、第三者への斡旋については、希望はありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【質問なし】
- [議長] 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
- [事務局] 報告第2号のとおり、伊勢原地区で2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- [事務局] なお、報告第2号の1は昭和43年頃に個人住宅に転用されたものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【質問なし】
- [議長] 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
- [事務局] 報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【質問なし】
- [議長] 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。
- [事務局] 報告第4号のとおり、高部屋地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で2件の証明願いがありました。

報告第4号の1について、対象農地は上粕屋字西峰岸に1筆、面積は595平方メートルです。

5月28日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。

5月29日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の2について、対象農地は高森字赤坂に5筆、面積は2,321平方メートルです。

5月28日に事務局で現地調査を行い、果樹の作付けを確認しています。5月29日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の3について、対象農地は小稻葉字畠合に5筆、同字鎌田に5筆、同字長橋に1筆、同字谷堺に1筆、8,863平方メートルです。

5月28日に事務局で現地調査を行い、果樹の作付けを確認しています。5月29日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の4について、対象農地は沼目二丁目に1筆、652平方メートルです。

5月28日に事務局で現地調査を行い、果樹の作付けを確認しています。5月29日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

〔議長〕 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、議案に移ります。

〔議長〕 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 租税特別措置法において「農業を営んでいた被相続人から農地を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合または特定貸付けを行う場合には、相続人が農業の継続または特定貸付けを行っている場合に限り、相続税等の納税猶予がされる」と規定されています。

この適用を受けるためには、相続人は農業委員会より「相続人が相続税の申告期限まで農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うと認められる者に該当すること」の証明を受け、税務署に提出する必要があります。

議案第1号のとおり、高部屋地区で1件の証明願いがありました。

議案第1号の1について、申請人は市内にお住まいの方で、被相続人の子です。対象農地は、上粕屋字石倉中に2筆、同字石倉上に1筆、合計3筆、1,595平方メートルです。

被相続人の生前より、被相続人、相続人の2者で農業経営が行われていました。

現在は、相続人を中心に農業経営が行われており、今後も農業経営を継続していく意思を示されております。

6月20日に相続人立会の下、地区担当委員及び事務局で現地調査を行い、梅の作付けや多品目の露地野菜の作付けを確認しており、適正に管理されていました。

[議長]

事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員]

(大山・高部屋地区)

現地確認時に相続人より聴取したところ、市街化農地であり、また、生産緑地に指定されている中で、苗作りから行っている夏野菜や4種類のさつまいもの作付けが確認され、また、農地はよく手入れがされており、農業に熱心に取り組んでおり、問題がないものと思います。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

[議長]

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「適格者として証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長]

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「適格者として証明とする」こととします。

[議長]

議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が対象農地の「利用状況」等を確認し、税務署に提出するものです。

議案第2号のとおり、平塚税務署から伊勢原地区で1件、大田地区で1件の依頼がありました。

議案第2号の1について、対象農地は、田中字ク子花に4筆、同字クツガタに2筆、伊勢原4丁目に1筆、上粕屋字咳止橋に1筆、上谷字前田に1筆、下谷字角池に2筆、合計11筆、6,083平方メートルです。6月17日に地区担当委員と事務局にて現地調査を行い、水稻、果樹の作付けが確認されたことから、利用状況の区分として「自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当するものと考えます。

議案第2号の2について、対象農地は、下谷字櫻町に2筆、同字大長に3筆、同字高木に2筆、合計7筆、4,426平方メートルです。

6月16日に地区担当委員と事務局にて現地調査を行い、飼料用作物の作付けが確認されたことから、利用状況の区分として「自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当するものと考えます。

[議長]

事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員]

(伊勢原地区)

事務局より説明のあったとおりです。

11筆の農地を確認しました。資機材の確認したところ、梨の剪定に高所作業車を活用するなど、近代的な農業に取り組まれていました。

日頃からの農地パトロールでも確認している限り、水稻を含め、果樹等、農業に積極的に取り組まれているものです。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長]

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長]

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおりとする」こととします。

[議長]

議案第2号の2について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局より説明のあったとおりです。

畜産業として牛舎や牧草地が適正に管理されていました。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の2について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長]

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長]

挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおりとする」こととします。

[議長]

議案第3号、農地法第3条の規定により許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

議案第3号の1について、申請地は日向字藤野谷戸の1筆、727平方メートルです。経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

6月20日に事務局と地区担当委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、田15アールで稻作、畑21アールで露地野菜を栽培し、農地を経営しております。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、管理機、刈払機などの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

また、他市の経営農地については、厚木市農業委員会より効率よく利用されていることを確認しています。

農業関係法令の違反状況はありませんでした。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も3年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めることです。

議案第3号の2について、申請地は、上粕屋一ノ郷下の1筆849平方メートルです。

6月20日に事務局と地区担当委員の合同で現地調査を行いました。

譲受人は、現在、所有する他の畑で果樹を多品目栽培し、農地を経営しております。また、軽トラやトラクターの進入ができない、水はけの悪い畑も所有していますが、今後の耕作に向けて適切に管理がされています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、耕運機があることを確認しております。また、農地法関連法令の違反状況はありませんでした。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として、農作業に常時従事しており、農業経験も4年以上あります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めることです。

事務局の説明が終わりました。議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

申請地の周辺にはみかん畑が広がっており、傾斜地でもあります。譲受人は、2種類のオリーブ栽培を計画しております。

[議長]

[地区担当委員]
(大山・高部屋地区)

厚木市でも営農がされており、経験・知識も有していると感じました特段問題ないものと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第3号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第3号の2について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

譲受人は、造園業を営んでおり、資機材の所有を含め他に所有する農地も適正に管理されている状況にあり、特に問題ないものと考えます。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第3号の2について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求められます。今回、3件の申請がありました。

議案第4号の1について、申請地は神戸字横町・串橋字向河内の各1筆の一部、面積は666平方メートルのうちの124.08平方メートルです。

譲受人は2社による特定建設工事共同企業体であり、令和7年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その1の工事を受注したことにより工事中の仮設工事用地として、一時的に使用するため一時転用を申請するものです。

一時転用期間満了の令和8年12月28日までに農地復元して土地所有者に戻ります。

申請地の立地基準は、農振農用地区域の指定を受けた土地です。

一般基準及び個別基準についてですが、土木シートを引いた上に盛土をして使用します。鈴川の土手の高さのスロープを作り作業道として使用する計画です。周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。

議案第4号の2について、申請地は串橋字下り道、前田の6筆の一部、面積は5, 571平方メートルのうちの2, 134. 84平方メートルです。

譲受人は2社による特定建設工事共同企業体であり、令和7年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その2の工事を受注したことにより工事中の仮設工事用地として、一時的に使用するため一時転用を申請するものです。

一時転用期間満了の令和8年12月28日までに農地復元して土地所有者に戻ります。

申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がりは10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、ひとつは土木シートを敷いた上に盛土をして使用します。栗原川の土手の高さにスロープを作り作業道として使用する計画です。

ひとつは、土木シートと10センチの路盤材を引いた上に生コンクリートプラント、現場事務所、重機置場などの資材置場として使用します。

ひとつは、土木シートと10センチの路盤材を引いて工事専用の迂回路として使用します。

周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。

議案第4号の3について、申請地は善波字前西玉の1筆の一部、農地面積は538平方メートルのうちの263. 67平方メートルで、北と西は畠、南は国道、東は市道となっています。

譲受人は市内善波の搬送コンベア製造会社であり、申請地から60メートル西にあり従業員が増加することにより8台分の駐車場が不足するので転用します。権利関係は、賃貸借です。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ha未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地の入口スロープ部の4メートルはアスファルト舗装で、残りは碎石敷きとします。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

事務局の説明が終わりました。議案第4号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

既存水路が敷設されており、工事により排水機能が損なわれないものか確認が必要と思われます。

事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。
- [議長] 議案第4号の2につきまして、
地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。
- [地区担当委員]
(比々多地区)
地区担当委員としては、市道整備のために資材置き場を設置する一時転用であるため、必要なものとして認めるべきではないかとの意見でまとまりました。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第4号の2について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。
- [議長] 【 質問なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。
- [議長] 議案第4号の3につきまして、
地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。
6月23日に譲受人立会いの下、現地確認しました。
内容については、事務局説明のとおり
中山間地である善波地区の状況や譲渡人の従事状況を考慮すると、転用もやむ得ないものと考えます。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第4号の3について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。
- [議長] 【 質問なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第4号の3については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第5号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 2件の証明願がありました。

議案第5号の1について、申請地は小稻葉字細町の6筆、合計面積は441平方メートルです。

経過につきましては、先代が昭和40年頃から牛舎を建設。昭和50年頃には物置、小屋、進入路の敷地として使用し現在に至っています。

経過を証明する資料としては、昭和48年と平成23年の航空写真を提出されています。

申請地は、薪割りの斧のような形であり、南側の5筆が今年畑から分筆した土地で、南側には申請者所有の畑となっています。令和2年に先代が亡くなつてから放置された畑となっている。

斧の柄の部分は、北側の宅地、奥の牛舎、物置、サイロへ行く通路部分となっています。

特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

議案第5号の2について、申請地は下平間字大原の1筆、面積は279平方メートルです。

経過につきましては、平成12年分家住宅建設に伴い南側の畑を外構工事して駐車場と庭として使用を開始しました。平成21年には庭のリニューアル工事を行い現在に至ります。

経過を証明する資料としては、平成12年と平成21年の外構工事の業者資料と平成12年の庭で撮影した子供の写真を提出しています。

申請地はコンクリート、レンガ、玉砂利、芝で整えられた敷地で駐車場と庭になっていますが、敷地の東側の約2メートル幅について3回目のリニューアル工事の途中で、孫の遊び場を作るため6月19日に防草シートと人工芝の工事が完成した写真が提出されました。

20年以上庭として使用し、ガーデニング工事を3度されています。これからも庭として使用するとの事です。

なお、境界については今回改めて隣地地権者と確認しています。奥の農地への出入りについても話し合っています。現在は通行に支障はありませんが、将来、万が一の場合は、対応しますとの事を代理人から確認しています。

[議長] 事務局からの説明が終わりました。

議案第5号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員]

(大田地区)

6月22日に現地確認しました。

事務局説明のとおり、以前より庭として使っていた場所の申請であり、農地復元も困難と判断しました。周辺農地への影響もないものと思ひます。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第5号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長]

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第5号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長]

挙手全員。よって、議案第5号の1については、「原案のとおり証明する」こととします。

[議長]

議案第5号の2について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員]

(大田地区)

事務局の説明のとおりであり、6月22日に現地確認したところ、外柵工事も完了されており、過去からの経過からも非農地扱いをしていいのではとの意見となりました。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第5号の2について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長]

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第5号の2について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長]

挙手全員。よって、議案第5号の2については、「原案のとおり証明する」こととします。

[議長]

議案第6号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

このことから、同法第18条第11項の規定に基づき、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、当計画を定めるよう要請することができるため、今回申し出のあった貸借に対し当計画に定めることの要請について審議をお願いします。

議案第6号高ー1について、地域計画区域外の農地1筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約36.3アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしています。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

議案第6号高ー1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第6号高ー1について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第6号高ー1については、「原案のとおり承認する」こととします。

[議長] 議案第7号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、既に利用権の設定を行っている案件の更新については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、伊勢原市が農用地利用集積等促進計画案を作成します。

また、同法同条第3項の規定に基づき、市が作成した計画案に対する農業委員会の意見を聴取することとされています。

議案第7号大ー1について、地域計画区域外の農地1筆を貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約108.5アールの規模を耕作している認定農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしています。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

議案第7号大ー1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第7号大ー1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

　　挙手全員。よって、議案第7号高-1については、「原案のとおり認める」とこととします。

[議長] すべての審議がおわりました。

　　以上を持ちまして、第16回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時45分 終了】